

民法（相続法）改正

遺言制度を見直し

平成30年7月6日、民法の相続に関する改正民法など関連法が参議院で可決され成立しました。改正点の一つとして遺言制度の見直しがあります。

現行民法は遺言書について自筆証書遺言（968条）、公正証書遺言（969条）、秘密証書遺言（970条）の三つを規定していますが、遺言書を作成するにあたり、自筆証書遺言を利用する人が多いものと見られています。

現行民法は自筆証書遺言について、遺言者がその全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならず（968条①）、自筆証書遺言中の加除その他の変更は、遺言者がその場所を指示し、これを変更した旨を付記してこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない（968条②）としています。

改正民法は自筆証書遺言の方式を緩和し、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産の全部または一部の目録を添付する場合には、その目録については自書することを要しないとし、相続財産目録をパソコン等で作成することを認めました。ただし、この目録には1枚毎に遺言者の署名押印が必要です（改正民法968条②）。作成した目録に加除その他の変更を加えるには従前どおりの方式によらなければならないとされます（改正民法968条③）。

改正民法と併せて成立した「法務局における遺言書の保管等に関する法律」により、遺言者の申請に基づいて法務局の遺言書保管官が自筆証書遺言の原本を保管する制度が新たに設けられます。現行民法では公正証書遺言以外の遺言書につき相続開始後に家庭裁判所において遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名、遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造、変造を防止するための検認という手続が必要とされていますが（1004条）、新たな制度で法務局に保管された自筆証書遺言は検認が不要とされます。

法務局の遺言書保管官が遺言書原本と遺言書の画像情報、作成日、遺言者の生年月日、住所、本籍、保管開始日等の情報を管理するため、遺言書の紛失や偽造、変造の恐れがなくなり、相続人は被相続人の自筆証書遺言の有無の確認が容易になります。相続人は遺言者の死亡後に遺言書保管官に遺言書情報証明書の交付を請求し、この証明書に基づき相続を原因とする登記手続や金融機関での預貯金の相続手続などを行うことになります。

